京都府公立大学法人会計規則第32条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和３年９月３日

京都府公立大学法人
理事長　金田　章裕

１　入札に付する事項

(1)　業務の名称

京都府立医科大学附属北部医療センター
術中神経モニタリングシステム賃貸借業務

(2)　業務の内容及び賃借物の種類

入札説明書等のとおり

(3)　履行期間

令和３年11月１日から令和４年10月31日まで（12箇月）

(4)　履行場所

京都府立医科大学附属北部医療センター

２　契約条項を示す場所等

(1)　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地等

〒629-2261　与謝郡与謝野町字男山481
京都府立医科大学附属北部医療センター内
京都府立医科大学　事務局　北部経営企画課
電話番号及びファクシミリ番号(0772)46-3371

(2)　入札説明書の交付期間及び時間

交付期間は令和３年９月３日（金）から令和３年９月13日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

交付時間は午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）とする。

３　入札に参加できない者

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者

(2)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後２年間を経過しない者を含む。）

ア　法第２条第第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ　法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ　暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(3)　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後２年間を経過しない者を含む。）

４　入札に参加する者に必要な資格

入札への参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1)　京都府における物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加資格者の資格を得ている者で、「医療用機器」に登録されている者であること。

(2)　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器等の貸与業の許可を受けている者であること。

(3)　一般競争入札参加資格確認申請書及び付随する資料（以下「申請書等」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(4)　この契約と同等程度の契約実績を有する者であること。

５　申請書等の提出

資格審査を受けようとする者は、次により申請書等を提出し、入札参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、入札参加資格審査の公正を図るため、申請書等に関し、事務担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1)　申請書等の提出期間及び時間

２の(2)に同じ

(2)　提出場所

２の(1)に同じ

(3)　提出方法

持参による。

(4)　添付書類

申請書等には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア　京都府における物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加資格者の資格審査結果通知書の写し（「医療用機器」に登録されている者であることが分かること）

イ　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく高度管理医療機器等の貸与業の許可証の写し

ウ　権限を営業所長等に委任する場合にはその委任状（第３号様式）
エ　営業実績調書（第２号様式）
(5)　その他
　申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

６　資格審査結果通知
(1)　資格審査の結果は申請書等を提出した者に文書で通知する。
(2)　その他
　通知した資格審査の結果は、令和３年度京都府立医科大学附属北部医療センター術中神経モニタリングシステム賃貸借業務に係る一般競争入札すべてにおいて有効とする。ただし、４の(1)及び(2)の資格を入札日までに喪失した者及び４の(3)の指名停止に該当する者は、入札に参加することができない。

７　参加資格を有する者の名簿への登載
　４について参加資格を有すると認定された者は、令和３年度京都府立医科大学附属北部医療センター術中神経モニタリングシステム賃貸借業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

８　参加資格の承継
(1)　参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（３及び４の(1)及び(2)の資格を喪失した者並びに４の(3) の指名停止に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると京都府公立大学法人理事長（以下「理事長」という。）が　認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。
ア　個人が死亡したときは、その相続人
イ　個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その２親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
ウ　個人が法人を設立したときは、その法人
エ　法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
オ　法人が分割したときは、分割後営業を承継した法人
(2)　(1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他理事長が必要と認める書類を提出しなければならない。
(3)　(2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知するものとする。

９　参加資格の取消し
(1)　参加資格を有する者が、３の入札に参加できない者に該当するに至ったとき、４の

(1)及び(2)の資格を喪失した者、４の(3)の指名停止に該当するに至ったとき、又は当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者若しくは破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2)　参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後２年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア　契約の履行に当たり、故意に物件の品質について粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ　競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ　契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了をするため、必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ　正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ　アからオまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3)　(1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

10　入札手続等

(1)　入札及び開札の日時、場所等

ア　日時　令和３年９月21日（火）午後２時

イ　場所　京都府与謝郡与謝野町字男山481

京都府立医科大学附属北部医療センター　地域医療センター（本館３階北側）

(2)　入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送等による入札は認めない。

(3)　入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、賃借料12箇月（契約予定月数）分の総額とし、保守費用及び輸送費等納入場所引渡しに要する一切の諸経費を含めるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4)　入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む。）は、再度入札に参加することができない。

ア　３に該当する者のした入札及び４に掲げる資格のない者のした入札

イ　確認申請書若しくは確認資料を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入

札
ウ　委任状を持参しない代理人による入札
エ　記名押印を欠く入札
オ　金額、氏名、印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
カ　同一人にして同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
キ　入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
ク　関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
ケ　再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者
コ　その他入札条件に違反した者

(5) 落札者の決定方法

ア　京都府公立大学法人契約管理要綱第６条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
イ　落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
ウ　落札者には落札決定通知書を交付し、同書に記載する期限までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。
エ　落札者となるべき者が、予定価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が入札の参加条件を満たし、かつ契約を確実に履行できるかどうかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合がある。
オ　再度の入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行する場合がある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

11　入札保証金

免除する。

12　契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、又は支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、京都府公立大学法人契約管理要綱第31条第２項第３号に該当する場合は、免除する。

13　違約金

落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の５相当額の違約金を落札者から

徴収する。

14　その他

(1) 本件入札の実施については、１から13までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 落札後であっても、入札に関して談合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

(3) 本件入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

(4) 詳細は、入札説明書による。